

2023年3月14日

## 法制審議会担保法制部会 参考人ヒアリング

国分グループ本社株式会社法務部 徳永 雅憲  
松尾 聡子

### 第1 自己紹介

- ・弊社は1712年、創業311年目を迎える食品卸売業です。グループ連結売上高は1兆9300億円となり、取り扱う商品アイテム数は約60万アイテム、仕入れ先様約1万社、得意先様約3万5000社と多数のお取引をさせていただいております。
- ・弊社法務部は、上記の通り多数のお取引先様との債権債務の管理、与信状況を審査する部署として発足しております。よって、債権債務の支払は掛売が中心であり、取引先の信用調査や保全対応が欠かせません。
- ・以上から、担保法制については、主に担保制度を利用して債権保全を行う立場及び、仕入先様を債務者とする第三債務者の立場として保全実務の観点からコメントさせていただきたいと存じます。

### 第2 中間試案に対するコメント

#### 1. 中間試案 第4 1

##### ○登記優先ルールについて

- ・占有改定による対抗要件具備よりも登記による対抗要件具備を優先するというルールの可否について、まず占有改定による引渡しなどの程度活用されているか現状の確認が必要と思われます。
- ・登記優先ルールの導入は、登記が実質的に義務化されることと同義であるため、動産担保が登記されることでどのような影響を与えるかヒアリングを行う必要があると考えます。特に、動産登記が設定されていることが与信判断においてどの程度マイナスの評価となるのかを担保権を設定する側に広くヒアリングする必要があると考えます。登記により動産担保の設定があることが明らかになることで与信に懸念があると判断されてしまい、担保権設定者側がかえって資金調達ができなくなるようなことにならないようにしなければなりません。

また、現在簡易迅速に確認できる登記は動産譲渡登記の有無や概要のみであり、詳細については利害関係人のみしか情報を取得できない状態です。詳細な情報が入手できないにもかかわらず、登記優先ルールを定める実効性についても慎重に検討する必要があると考えます。

#### ○弊社への影響

弊社の取り扱いアイテムが食品であり、取引先も食品を取り扱う卸売業者や小売店であるという性質上、動産担保を求めても対象が食品となることが多く、食品には賞味期限・消費期限があります。そのため、債権保全の手段として動産担保の利用はほとんどありません。

一方で、動産担保が設定されているかいないかという事項は弊社の与信管理において確認事項であり、動産担保が設定されているということは、与信判断の重要な材料の1つとなっています。登記優先ルールによる登記の実質的義務化により動産担保が登記されるのであれば、動産譲渡登記の開示範囲を従来（設定日・担保権者等）より詳細に開示することで、より正確な与信判断ができるようになると思います。

## 2. 中間試案 第4 2

#### ○留保所有権の対抗要件の要否について

・留保所有権は、食品業界でも、実務上重要な保全の1つとして運用されております。与信状況にやや懸念がある取引先様でも、所有権留保を利用することで、取引開始の機会が増えます。与信状況の良くないお取引先様と取引留保所有権にもとづいて倒産時の商品引き上げが行われています。

よって、占有改定による引き渡し、引き渡しとして認められるならば、実務に影響がないと考えます。

・狭義の留保所有権に登記を求めるという見解について、売買契約書へ所有権留保条項を定めることで設定可能であるという狭義の留保所有権設定の簡便さや、動産担保と比較して短い期間で留保所有権の設定・消滅が繰り返されることを考慮し、登記を要件とせず、引き渡し（占有改定を含む）のみを要件とする現行制度を望みます。

・拡大された留保所有権についての対抗要件についても、狭義の留保所有権と拡大された留保所有権の区別を明確にしたうえで、利用状況等のヒアリングを行った上で検討を進めることが必要と考えます。

・なお、対抗要件として登記が必要かという論点について、設定時期や設定・消滅のスパンの違いを考慮し、動産譲渡担保と留保所有権では分けて考えるべきであると考えます。

#### ○弊社への影響

狭義の留保所有権は貸倒れとなる売掛債権を減らすための倒産時の商品引き上げの法的根拠となっており、弊社では売買契約書のひな形にも定めています。狭義の留保所有権がある商品について倒産時には弊社が販売した商品を特定し、引き上げを申し入れる（引き取り費用は弊社負担）運用を行っていますが、留保所有権の実行方法が法律上明記されていないため、破産等の代理人・管財人の了解を得ることが難しい場面が多々あります。よって、担保法制見直しにより明記されることを望みます。

### 3. 中間試案 第9 他

#### ○担保設定者・担保権者それぞれの保護のバランス

・担保設定をすることにより資金調達をより行いやすくすることが担保実務においては重要だと考えます。債務者有利の担保制度では債権者が利用を拒み、結果として債務者側の資金調達の手段の幅を狭めることになると考えます。一方、債権者有利の担保制度は債務者の資金調達の手段となりません。

よって、債務者側の資金調達の有効な手段の1つとなりえる担保制度であるためには、双方にとって使い勝手のよい制度である必要があるといえる。

#### ○弊社の立場から

担保制度の使い勝手が良いことは弊社にとっても債権保全の手段が多いことに繋がります。取り扱う商品の性質や取引先の状況を踏まえて債権保全の方法を選択できることでより柔軟な与信管理が可能になると考えます。

### 4. 中間試案 第10

#### ○優先担保権者の同意なくされた劣後債権者の私的実行の効果について

・案 10.2.2 では劣後債権者の私的実行の効力が認められていますが、優先担保権付きの所有権といえども劣後債権者の私的実行に効力が認められてしまうことで、実質的に私的実行が早い者勝ちとなってしまう恐れがないかどうか検討を要するのではないかと考えます。

また劣後担保権者の私的実行の際に担保価値が毀損される危険性等の優先担保権者の保護についても検討が必要と考えます。

#### ○弊社の立場から

弊社が動産譲渡担保を設定する場合、対象動産は食品と想定しております。先述の通り、食品は賞味期限・消費期限があり、劣後債権者による私的実行の効果が認められることで、第1順位で担保権を設定していたとしても、商品価値が劣化し正味の回収金額が減少する恐れがあります。よって、同意なくされた劣後担保権者の私的実行は効力を生じないことを望みます。

### 5. 中間試案 第14

#### ○留保所有権の実行方法について

・実務上、商品売買取引において狭義の留保所有権を設定している場合、留保所有権をもつ売主は留保所有権を持つ商品を引き取った後、新たな買主を探し当該商品を改めて販売することになります。しかし、2. で述べた通り売買契約書への条項の記載で設定可能という留保所有権設定の簡便さを踏まえると、新たな買主への販売の位置づけは、担保権の私的実行というより、代金未払いの商品に関する売買契約の解除後の再度の商品販売となると考

えております。

この場合、第三者への販売が、仮に元の買主への販売価格より高い価格での販売であったとしても、それは売主の営業努力によるものであり、清算金という考え方には馴染まないと思料しております。

また、留保所有権の実行に際し、帰属清算方式及び処分生産方式による私的実行並びに競売と規定し通知等の手続きを求めることは、設定する際の簡便さと比較してバランスがとれていないのではないかと考えます。

留保所有権の設定者が自己か留保所有権を設定した物を取り戻した後、どのような認識でどのように換価しているかを広くヒアリングした上で、その法的性質等を実務に即して定めるべきであるか検討する必要があると考えます。

#### ○弊社の立場から

狭義の留保所有権を根拠として倒産時の商品の引き上げを行う際、引き上げ後の商品は弊社にて新たな販売先を探しています。実質的には商品代金を支払ってもらえないことを事由とした個別契約の解除に伴う原状回復に近い性質で実行しています。

引き上げ費用を負担して商品を引き上げ、新たな売り先への販売を行うという流れについて、帰属清算方式または処分生産方式による私的実行もしくは競売という枠に当てはめることは狭義の留保所有権の実行の実務に即していないと考えます。

一方、2. 中間試案 第4 2で述べた通り、留保所有権の実行方法が法律上明記されていないことにより、破産等の代理人・管財人の了解を得ることが難しい場面があるため、担保法制見直しにより明記される必要性も感じております。

一案として、実行方法を帰属清算方式とし、その代わり、狭義の留保所有権が発生してから1年間以内等の短期間においては、売主と買主の間で留保所有権がついた物の評価価格を定める(例：評価額イコール目的物の代金債権額)ことで、上記実態に即した留保所有権の実行手続きとなるのではないかと考えます。

### 6. 中間試案 第15

#### ○金銭債権における取り立て可能な範囲

・金銭債権の全額を取り立て可能か取り立て権限の範囲内に限られるべきかについては、2重払いの危険性を抱える第三債務者の保護を重視して検討を行うべきであると考えます。

#### ○弊社の立場から

弊社は担保権者、第三債務者になる機会が多くあります。

担保権者としては、第三債務者に通知をして、弊社の債権分の金銭債権を取り立てております。実務としては、通知をしても第三債務者の理解がなかなか得られず、債権回収に時間がかかります。中間試案 15.2.1.1 では、設定者に到達した時から1週間は取り立てができ

ないとなっておりますが、倒産した設定者の詐害行為防止のためにも、現行通り猶予期間はない制度を望みます。

第三債務者としては、仕入れ先に対する買掛金債務が主に対象になると考えられます。振込の実務上、支払予定日の数日前に支払い金額を確定させ振込をセットする必要があり、支払先及び支払い金額については早期に決定されていることが望ましいと考えます。

債権者・第三債務者どちらの立場ともなり得る弊社といたしましては、金銭債権の取り立て可能な範囲については、債権者の立場からは自己の債権の範囲内での取り立てのみ可能とし、第三債務者の立場では供託制度を利用しやすくすることで、双方の立場に資する制度になるのではないかと思料いたします。

## 7. 中間試案 第17.6 他

### ○第三債務者の保護

・第三債務者の保護がない場合、第三債務者は取引を行う際、自己の債権者の与信状況についても考慮した上で取引を行わなければならないといえます。そのため、第三債務者の権利は保護されるべきと考えます。

一方で、供託することで第三債務者は債務を免れることができるため、供託事由の拡大や条件緩和により第三債務者保護を行うことで、十分は第三債務者保護になるのではないかといえます。

・【案 17.6.2】について「第三債務者がこれらが発令されたことを知っていたとき」とは第三債務者にどの程度の調査・確認義務を課すべきか慎重に検討する必要があると考えます。

また、調査・確認義務を第三債務者に課す場合、どの程度の行為であれば義務を果たしたといえるのかに関し、具体的な例示を示すことが必要であると思われま

### ○弊社の立場から

弊社では仕入れ先についても販売先ほどではないが与信管理を行っている。仕入れ先との関係においては買掛金債務について第三債務者となることが多い弊社としては、第三債務者の保護がない場合、第三債務者として債権者から何らかの請求が行われる恐れがある取引先からは仕入れをしない(=仕入れ先に関する与信管理をより厳しくする)という方針も検討する必要があります。

一方で、最も大きな懸念事項は支払先及び支払い金額が不明確で2重払いの危険が発生することであるから、供託制度の拡大、利用しやすさの改善により実質的な第三債務者の保護になります。

## 8. 中間試案 第19

### ○将来発生する債権の譲渡担保権の倒産手続開始後の効力

・【案 19.1.1】のように無制限とすることで事業の再生の妨げになるという見解と同時に、

担保権者の保護も検討すべきであると考えます。将来債権という未確定の債権を対象とするという性質上、倒産手続開始した場合においてもある程度の効力を持つとしなければ将来債権に担保権設定者は担保価値を見いだすことができず、将来債権への担保権設定が活用の妨げになる懸念もあると思われます。

○弊社の立場から

弊社においても保全手段の1つとして将来発生債権に債権譲渡担保を設定し、多額の債権回収を行ってきました。倒産手続開始後も効力を有するものであることが将来発生債権に債権譲渡を設定する理由の一つとなっており、倒産後の債権に効力が生じない場合、将来発生債権がどのような債権であるかを精査する等より将来発生債権に対し注意が必要となり、将来発生債権の保全手段としての有効性が薄れると考えます。

以上